

# 第3章 計画の基本理念と体系

|

## 計画の基本理念

### 基本理念

高槻市に住むすべての人々が、  
夢を育み、安心して暮らせる  
自治と共生のまちづくり

昭和52（1977）年に定めた『高槻市民憲章』の前文では、「わたくしたちは、この地にあって、真に生きがいのある文教・福祉都市を建設し、子孫が誇りをもって『わが郷土・高槻』と語り継げるよう、明日への願いをこめて、ここに市民憲章を定めます。」と記されています。ここには、郷土愛に基づく「福祉のまちづくり」の精神がすでに息づいています。

また、市政を進める基本となる「第6次高槻市総合計画」においては、目指すべき将来の都市像のひとつに「健やかに暮らし、ともに支え合うまち」を掲げ、誰もが生きがいを持って健やかに暮らせるまち、地域で支え合い、住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるまちを目指しています。

高槻市及び高槻市社会福祉協議会は、市民、地域の各種団体、ボランティア、福祉施設、各相談支援機関等と連携・協力し、これまで取り組んできた地域福祉や各分野の福祉の施策・取組をさらに推進することにより、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創る「地域共生社会」を実現していくため、第1次計画から掲げてきた基本理念である「高槻市に住むすべての人々が、夢を育み、安心して暮らせる自治と共生のまちづくり」を引き継ぎ、推進することとします。

## 2

# 計画の体系

### 基本理念

高槻市に住むすべての人々が、夢を育み、安心して暮らせる自治と共生のまちづくり

### 基本目標 1

包括的な相談支援体制をつくる

方針 1 身近な地域で生活課題を受け止める体制づくり

方針 2 市全域での包括的な相談支援体制づくり

方針 3 権利擁護の推進

### 基本目標 2

支え合い、共に生きる地域をつくる

方針 1 地域の支え合い、見守り体制の強化

方針 2 地域の交流の場づくり

方針 3 災害時要援護者支援体制の強化

### 基本目標 3

地域や福祉の人才をつくる

方針 1 地域福祉活動を支える人材づくり

方針 2 人権施策及び福祉教育の推進

方針 3 情報提供・発信の充実

※基本理念と基本目標、基本目標ごとの各方針は、市と社会福祉協議会とで共通。

## 地域福祉計画 市の取組

## 地域福祉活動計画 社会福祉協議会の取組

- ① 地域で気づき、受け止め、解決を試みる体制づくり
- ② 地域で生活課題を受け止める体制への支援

- ① 多機関協働によるネットワークの整備と連携強化
- ② 各分野における相談支援体制の充実
- ③ 社会福祉従事者の養成
- ④ さまざまな課題を抱える住民への支援
- ⑤ 犯罪をした者等の社会復帰支援  
**(再犯防止推進計画)**

- ① 地域連携ネットワークの構築  
**(成年後見制度利用促進計画)**
- ② 日常生活自立支援事業や成年後見制度等の周知と利用の促進  
**(成年後見制度利用促進計画)**
- ③ 高齢者、障がい者、児童等の虐待防止の取組の充実

- ① 地域づくりにおける多様な主体の参加と協働の推進
- ② 地域での住民・団体の連携の促進（啓発）
- ③ 地域での見守り、ネットワークの強化
- ④ 民間社会福祉施設・社会福祉法人の地域公益活動の推進

- ① 地域活動拠点の利用促進
- ② 地域の居場所・交流の場の利用促進
- ③ 世代間交流の促進

- ① 災害時要援護者の安否確認等の支援体制の整備
- ② 災害ボランティアセンターの体制強化

- ① 地域福祉活動を支える人材づくりと団体間の連携促進
- ② 各種ボランティアの参加促進

- ① 学校、地域団体等と連携した人権施策の推進
- ② 学校、地域団体、福祉施設等と連携した福祉教育の推進
- ③ 啓発の推進・交流の促進
- ④ 更生保護の啓発**(再犯防止推進計画)**

- ① 福祉関連情報等の提供・発信の充実

- ① 支援を必要とする住民を地域で支える体制づくり

- ① 多様化する地域のさまざまなニーズに対応した活動の充実
- ② 団体及び専門機関、行政との連携による支援体制の構築
- ③ 地域包括ケアシステムの構築に向けての連携

- ① 多様性を受け入れる地域づくりを目指した、住民の相互理解の推進
- ② 権利侵害を受けやすい人を守るための事業の充実

- ① 地区福祉委員会活動の充実
- ② 地域の福祉について考え、互いに支えられる地域づくり
- ③ 基金などの有効活用

- ① 地域のだれもが気軽に集える居場所や交流の場づくりの支援

- ① 災害時要援護者の日頃からの見守り
- ② 災害ボランティアセンターの体制整備

- ① 地域福祉活動を支える人材づくり
- ② 活動の場の情報収集及び提供
- ③ ボランティア及び市民活動の支援

- ① 福祉教育の推進
- ② 地区福祉活動への理解の促進

- ① 福祉情報の収集及び発信

※各基本目標、方針の内容説明は、第4章 地域福祉計画に記載し、第5章 地域福祉活動計画と共に通す。

**方針が達成された場合の姿（イメージ）****基本目標1 包括的な相談支援体制をつくる****方針1 身近な地域で生活課題を受け止める体制づくり****方針1が達成された場合の姿（イメージ）**

- 悩みや困り事を抱えこまず、誰もが気軽に相談でき、支援のきっかけとなる場所（人）が身近にあります（います）。

**方針2 市全域での包括的な相談支援体制づくり****方針2が達成された場合の姿（イメージ）**

- 多機関がつながり、分野を超えた切れ目のない相談支援が行われています。

**方針3 権利擁護の推進****方針3が達成された場合の姿（イメージ）**

- すべての人が個性や権利を尊重され、その人らしい生活を住み慣れた地域でおくれています。

**基本目標2 支え合い、共に生きる地域をつくる****方針1 地域の支え合い、見守り体制の強化****方針1が達成された場合の姿（イメージ）**

- 多様な主体と手を取り合い、自身の住む地域の状況や課題を皆で把握し、解決できる地域となっています。
- 誰もがつながり、孤立しない、安全・安心な地域となっています。

**方針2 地域の交流の場づくり****方針2が達成された場合の姿（イメージ）**

- 誰もが気軽に立ち寄り、交流できる居場所が身近にあります。

**方針3 災害時要援護者支援体制の強化****方針3が達成された場合の姿（イメージ）**

- 災害時に災害時要援護者の支援が円滑に行えるよう、日頃から地域で支え合い、助け合う関係づくりができています。

**基本目標3 地域や福祉の人材をつくる****方針1 地域福祉活動を支える人材づくり****方針1が達成された場合の姿（イメージ）**

- 地域の福祉を支える活動に幅広い層の人が参加しています。

**方針2 人権施策及び福祉教育の推進****方針2が達成された場合の姿（イメージ）**

- 一人ひとりが地域や福祉を担う一員として、お互いに認め合う意識が育まれています。

**方針3 情報提供・発信の充実****方針3が達成された場合の姿（イメージ）**

- 地域や福祉に関する情報を、誰もが適切に得られています。